

東北地域麦振興協議会設置要領

	平成11年	4月	1日
改正	平成12年	6月	15日
改正	平成13年	2月	6日
改正	平成13年	7月	2日
改正	平成14年	6月	26日
改正	平成15年	10月	9日
改正	平成18年	3月	8日
改正	平成18年	4月	1日
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成23年	3月	9日
改正	平成24年	3月	14日
改正	平成27年	3月	4日
改正	平成28年	3月	9日
改正	平成29年	3月	28日
改正	令和2年	3月	16日
改正	令和3年	3月	23日
改正	令和4年	3月	22日
改正	令和5年	10月	31日

第1. 目的

麦については、令和2年3月に策定した新たな食料・農業・農村基本計画の中で食料自給率向上のための戦略作物として位置づけられており、令和12年度において小麦は108万トン、大麦・はだか麦は23万トンを生産努力目標としている。

一方、東北地域の麦においては、単収や品質の向上・安定化及び生産コストの低減等が課題となっており、今後の麦振興を図るためには、生産者サイドと実需者サイドの連携を強化し、良品質麦の安定生産と需要拡大を促進する体制を整備する必要がある。

このため、生産者団体、実需者、試験研究機関、行政関係機関等からなる、「東北地域麦振興協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、東北地域における麦振興に関する協議検討を行うものとする。

第2. 協議事項

協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

1. 麦の作付方針に関すること。
2. 麦の需要拡大の取組に関すること。
3. 地域内における麦新品種、新系統の品質評価実施計画の策定に関すること。
4. 地域内の麦新品種、新系統の栽培特性、品質評価結果のとりまとめに関すること。
5. 地域における麦新品種、新系統に適した栽培技術指針の策定に関すること。
6. 新品種導入試験の設置・運営に関すること。
7. その他必要な事項。

第3. 構成

協議会は、別表に掲げる関係機関の職員をもって構成する。

第4. 会長及び副会長

1. 協議会に会長及び副会長をおく。
2. 会長は東北農政局生産部生産振興課長とし、副会長は東北農業研究センター畑作園芸研究領域畑作園芸品種グループグループ長補佐とする。
3. 会長は会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

第５．会議

協議会は、会長が招集し会議を主宰する。

第６．事務局

協議会には、本会の運営に必要な事務を行うため、東北農政局生産部生産振興課に事務局を置く。

第７．雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会議において定める。

第８．附則

この協議会設置要領は平成１１年４月１日から施行する。

別表〔協議会の構成機関〕

名称	構成機関名
東北地域麦振興協議会	東北製粉協同組合 全国精麦工業協同組合連合会 上北農産加工株式会社 岩手県乾麺工業協同組合 岩手県生めん協同組合 岩手県パン工業組合 宮城県味噌醤油工業協同組合
	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県農林水産部農産園芸課 全国農業協同組合連合会青森県本部
	岩手県農業研究センター 岩手県農林水産部農業普及技術課 岩手県農林水産部農産園芸課 岩手県農林水産部流通課 全国農業協同組合連合会岩手県本部
	宮城県古川農業試験場 宮城県農政部みやぎ米推進課 全国農業協同組合連合会宮城県本部
	秋田県農業試験場 秋田県農林水産部水田総合利用課 全国農業協同組合連合会秋田県本部
	山形県農業総合研究センター 山形県農林水産部農業技術環境課 全国農業協同組合連合会山形県本部
	福島県農業総合センター 福島県農林水産部生産流通総室水田畑作課 全国農業協同組合連合会福島県本部
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 畑作園芸研究領域

	水田輪作研究領域
東北農政局 生産部生産振興課（事務局）	

各県協議会（6組織）

青森県：青森県良品質麦・大豆生産流通協議会

岩手県：岩手県麦・大豆等産地体制確立推進協議会

宮城県：宮城県麦品質向上定着推進協議

秋田県：秋田県麦大豆良質品種実用化・普及促進協議会

山形県：麦流通連絡協議会

福島県：福島県麦大豆振興協議会